



平成24年7月4日

各建設業者団体 ご担当者様

日頃より大変お世話になっております。

建設産業においては、関係者を挙げた社会保険未加入問題への対策に取り組んでいるところであり、本年5月1日には、施工体制台帳及び再下請通知の記載事項に、健康保険等の加入状況を追加すること等を内容とする建設業法施行規則の改正を行ったところです。これに関しまして、以下の通知の策定・改正を行いましたので、よろしくお願いたします。

- (1) 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの制定について
(平成24年7月4日国土建第136号・国土建整第73号)
- (2) 施工体制台帳等活用マニュアルの改正について
(平成24年7月4日国土建第140号)
- (3) 建設産業における社会保険加入の徹底について（経営事項審査における取扱い）
(平成24年7月4日事務連絡)

(お問い合わせ先)

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課・建設市場整備課

代表：03-5253-8111

- | | | |
|------------------|--------|---------------|
| (1) について：建設市場整備課 | 政策係長 | 小川 (内線：24824) |
| | | 川廷 (内線：24827) |
| (2) について：建設業課 | 調査係長 | 熊木 (内線：24724) |
| (3) について：建設業課 | 経営指導係長 | 大越 (内線：24734) |